

(1) 大和市火災予防条例の消防同意時の主な指摘事項

コンロ周囲の構造等（大和市火災予防条例第20条）

- ・コンロ本体から周囲(前方・側方・後方)150 mm、上方 1000mm 以内は大和市火災予防条例による不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分とする。
- ・レンジフード、吊戸棚が不燃材料使用の場合は、コンロゴトクよりフード等下端まで 800 mm以上とする。

I Hヒーターの場合（大和市火災予防条例第21条）

- ・IH ヒーター本体から周囲(前方・側方・後方)20 mm、発熱体から周囲 100 mm、上方 1000 mm以内は大和市火災予防条例による不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分とする。
- ・レンジフード、吊戸棚は不燃材料使用の場合、本体よりフード等下端まで 800 mm以上とする。

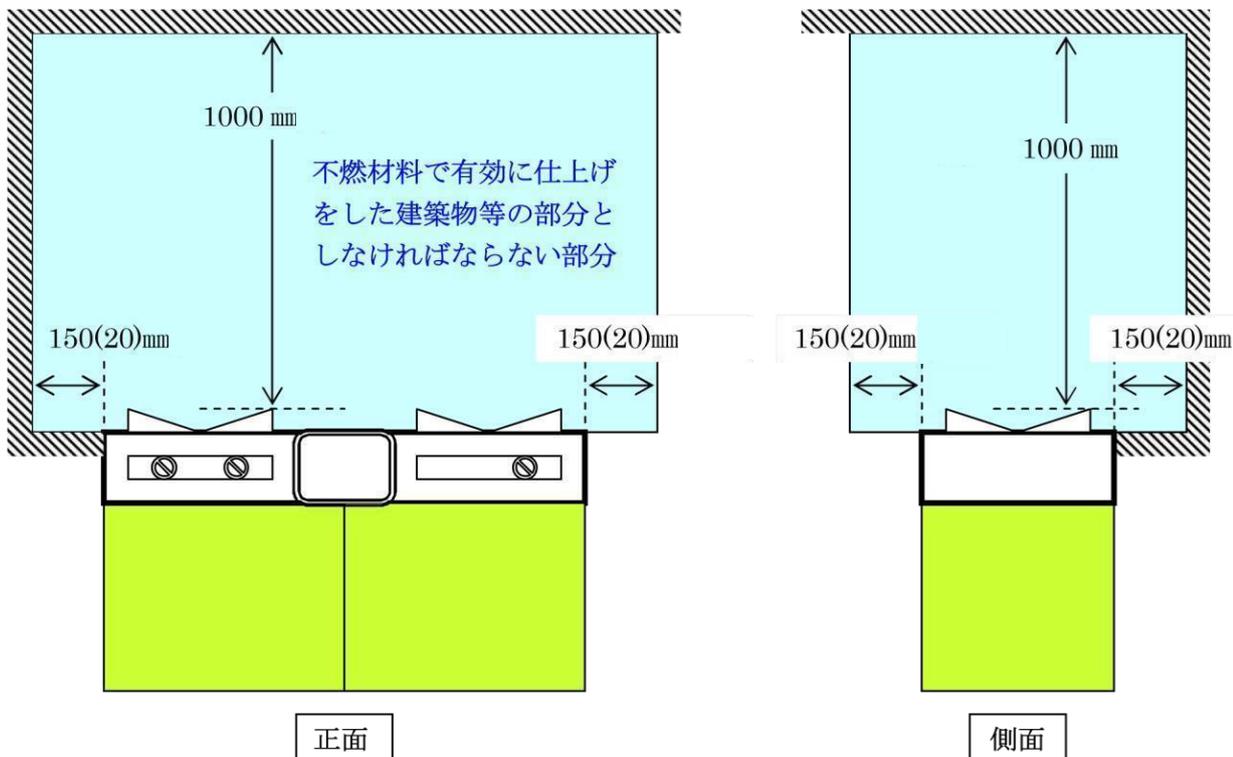
※「不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分」とは、旧基準の建築基準法施行令第108条第2号及び第4号（下地は不燃材料以外の材料で造ったものに限る。）の防火構造をいう。

例：モルタル塗の上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が25 mm以上のもの。

（逐条解説 火災予防条例準則より）

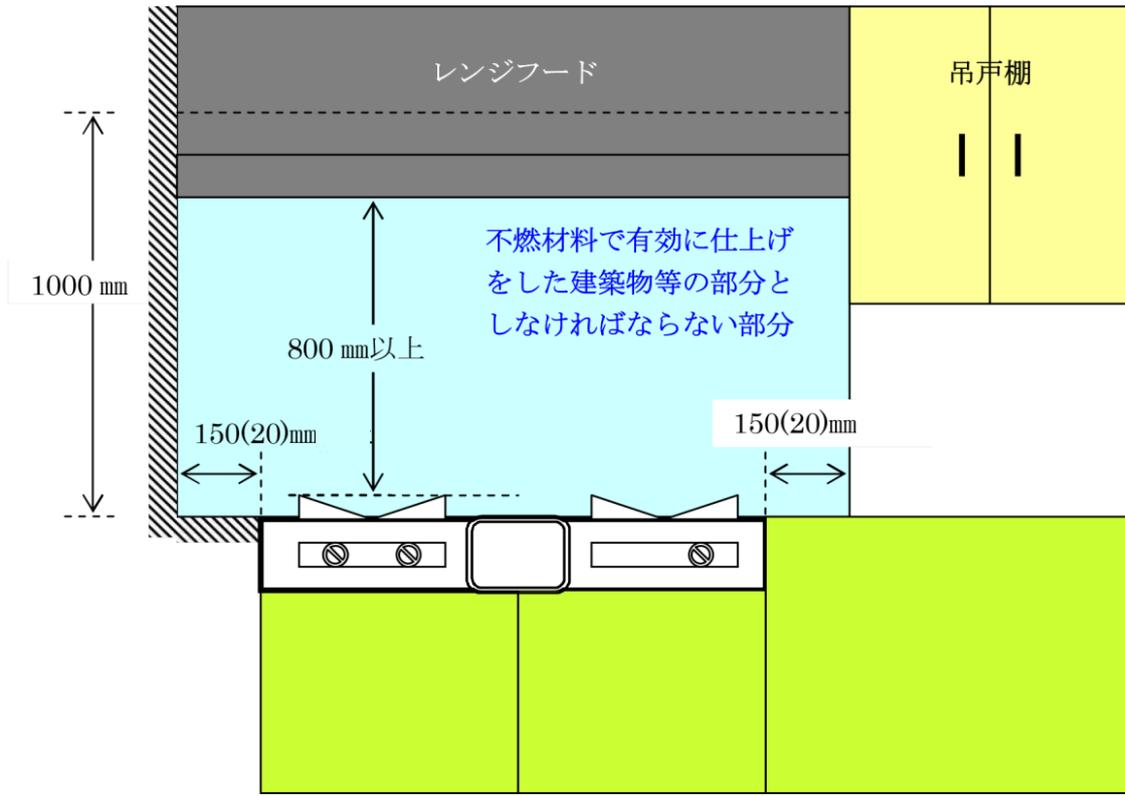
代表的な例：厚さ 12 mm以上のせっこうボード+キッチンパネル4 mm

コンロ周りの設置例



※カッコ内の数値は、IH ヒーターの離隔距離

レンジフードが不燃材料の場合



レンジフード・吊戸棚が不燃材料の場合

